

佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（案） 概要

1. 経緯

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、幼児教育・保育・地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から本格施行する予定となっている。

「子ども・子育て関連 3 法」の一つである「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、認定こども園の課題である二重行政を解消するため、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持たせることとなった。

新たな幼保連携型認定こども園の認可基準及び認可等について調査審議する合議制の機関の設置について、都道府県の条例で定めることとされており、子ども・子育て支援新制度の本格施行に向け、条例を定める必要がある。

2. 条例の概要

① 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（認可基準）

※「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」（内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）で定める基準に従い又は参酌して定める。

（1）学級の編成に関する基準

- 満 3 歳以上の園児について学級を編成
- 1 学級の園児数は 35 人以下を原則、同年齢の園児による編成を原則等を定める。

（2）職員に関する基準

- 各学級ごとに担任する専任の保育教諭等を一人以上必置（専任の副園長・教頭が兼任可、専任の助保育教諭・講師が限定的に代替可）
- 教育・保育の直接従事職員の職員配置（満 4 歳以上児 30 人：1 人、満 3 歳以上満 4 歳未満児 20 人：1 人、満 1 歳以上満 3 歳未満児 6 人：1 人、満 1 歳未満児 3 人：1 人。ただし、常時 2 人以上）
- 調理員を必置（調理業務の全部を委託する場合は不要）等を定める。

（3）設備に関する基準

- 園舎・園庭を必置、園舎は 2 階建以下を原則（特別の事情により 3 階建以上も可）

- 保育室等は1階に設置（園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は2階・3階以上（満3歳未満児に係るものに限る）も可）
 - 園舎・園庭は、同一敷地内・隣接地に設置を原則
 - 園舎面積は、幼稚園基準と保育所基準（満3歳未満児に係る部分に限る）を合算、園庭面積は、満3歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満2歳児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上、各居室（乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室）の面積は、保育所基準による面積以上
 - 職員室、保健室、調理室、保育室等を必置（特別の事情により保育室と遊戯室、職員室と保健室との兼用可。保育室数は学級数以上）
 - 食事提供方法を外部搬入とする場合で加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるとき、自園調理による食事提供対象園児数が20人未満の場合に必要な調理設備を備えるときは、調理室を備えないことができる
- 等を定める。

（4）運営に関する基準

- 教育・保育の期間及び時間については、教育週数39週以上、教育時間4時間、教育・保育時間8時間とする
- 保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事提供を行う義務（保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入も可）
- 人格の尊重、職員の資質向上・研修機会の確保、差別的取扱いの禁止、虐待等の禁止、懲戒権限の濫用禁止、秘密保持の義務、苦情への対応、家庭との連絡・連携等を定める。

（5）その他（既存施設から移行する場合の特例等）

- みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については施行日から5年間、設備については当分の間、なお従前の例によることができること
- 施行日から起算して5年間は、副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については、いずれかを有していれば足りるとすること
- 既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積、保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関する特例等を定める。

（6）県独自基準

「佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例」（平成24年佐賀県条例第20号）において定めている保育所に係る県基準と同様のものを定める。

- 食育を推進するため、食育推進計画を策定するとともに、食育推進担当者を配置

- 職員及び乳幼児に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努める
- 乳児を入所させる保育所にあつては、保健師又は看護師を配置するよう努める
- 障害のある乳幼児の保育については、一人一人の発達の過程及び障害の状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら適切な環境の下でこれを実施
- 乳幼児の食事を調理する者に対し、検便による健康診断を実施
- 暴力団等の関与を排除
- 非常災害対策を講じること

② 幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関

幼保連携型認定こども園の設置認可、事業停止・施設閉鎖命令、認可取り消しに関して調査審議等を行う附属機関を設置する。

3. 施行期日（予定）

- ・ 上記2の①に係る部分については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成27年4月1日を予定）
- ・ 上記2の②に係る部分については、条例の公布の日